

# 再犯防止推進計画等検討会（第6回）

## 議事録

- 第1 日 時 平成29年7月18日（火） 自 午後4時00分  
至 午後5時56分
- 第2 場 所 法務省第1会議室
- 第3 議 題 ・ 地方公共団体における推進体制の整備等について  
・ 関係機関の人的・物的体制の整備等について
- 第4 議 事 （次のとおり）

## 議 事

○**法務省大臣官房審議官** それでは、定刻となりましたので、第6回再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本日は、議長の命により、副議長である法務省大臣官房審議官の金子が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、1番目として「地方公共団体における推進体制の整備等」、2番目として「関係機関の人的・物的体制の整備等」でございますが、事前に御案内させていただきましたとおり、第4回の検討会の検討テーマでありました「学校等と連携した修学支援の実施等」及び「効果的な指導の実施等」について、再犯防止推進計画に掲げるべき事項等を整理した事務局案を作成いたしましたので、その内容についても本検討会において意見交換をさせていただきますと思っております。

つきましては、前半、17時頃までにおいて、本日の議事の今申し上げた1番目と2番目について議論させていただき、17時以降の後半部分において、第4回の検討テーマでありました修学支援及び効果的指導に関する事務局案についての意見交換をさせていただきたいと思っております。

また、検討会の最後には、前回の検討会で有識者の皆様から御意見を頂いた就労・住居及び保健医療・福祉に関する事務局案について、現在までの状況について簡単に御説明させていただきますと思っております。

限られた時間でありますので、大変恐縮ではございますが、円滑な進行に御協力いただけますようお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきます。

まず、地方公共団体における推進体制の整備等について、事務局から説明いたします。

○**事務局** 事務局でございます。それでは、横長の資料1と書かれました「地方公共団体における推進体制の整備等について」という資料に基づき説明させていただきます。

資料1の1ページ目を御覧ください。犯罪や非行をした者の再犯防止を図る上で、刑事司法関係機関の取組の充実はもとより、地域社会における各種サービスの提供主体である地方公共団体による取組が不可欠です。再犯防止推進法では、国だけではなく、地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策を実施する責務があることや、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図らなければならないことなどが規定されております。しかし、従来、刑事司法関係機関が中心となって取り組んできた再犯防止に取り組む地方公共団体は限られており、国としても、地方の取組を促進することが急務となっております。

法務省では、法律の施行とともに、全国の都道府県及び政令指定都市に対し、再犯防止の担当窓口の設置をお願いいたしました。資料の右側にありますとおり、これまでに32の都道府県と8の政令指定都市から御登録いただき、定期的に検討会の議論の状況などについて情報提供をしております。まだ窓口が決まっていない地方公共団体については、引き続き、その設置をお願いしていきたいと考えております。

2ページを御覧ください。国と地方公共団体が連携して再犯防止対策を進める上での課題についてまとめたものでございます。

犯罪や非行をした者の多くは、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存がある者、高齢で身寄りがいない者など、地域社会で生活する上での様々な生きにくさを抱えております。これまでも刑事司法関係機関では、この生きにくさの解消に向けた指導や社会復帰後の生活環境の調整といった支援をしてきたところですが、その範囲は、刑事司法手続の中に限られ、それを超えて支援することは難しいという制度上の限界がありました。

犯罪や非行をした者であっても、刑事司法手続を終えた後は一般市民として生活することになるため、刑事司法手続を終えた者の支援は、地方公共団体が一般市民を対象に提供している各種サービスを通じて行われることが、従来から想定されてきているところです。しかし、地方公共団体には、犯罪をした者が地域の中でどのような問題を抱えて生活しているのか、支援を必要としている者はどのぐらいいるのか、支援の担い手となるNPO等の社会資源は存在するのかなど、取組の前提となる情報や支援のノウハウ、知見が十分でないことなどにより、犯罪をした者等の特性を踏まえた形でのサービス提供がなされているとまでは言えない状況にあります。再犯防止のノウハウがある刑事司法関係機関と地域の社会資源とのつながりがある地方公共団体との間に、いかに再犯防止という観点からのつながりを築いていけるかが、これから地方で再犯防止を進める上での課題であると考えております。

3ページを御覧ください。地方における再犯防止推進のイメージについて御説明いたします。

刑事司法関係機関と地方公共団体が連携して地方における再犯防止対策を推進していくためには、再犯防止に関する地域の実情を十分に把握・理解した上で、その段階に応じて取り組むことができるよう、国と地方のノウハウを共有しながら進めていくことが必要です。

そのためには、まず、それぞれの地域における犯罪をした者等の実態や支援ニーズを把握した上で、支援ニーズに応えることのできる公的機関の担当者や支援の担い手をリスト化し、その地域における再犯防止の推進体制について検討する必要があります。その上で、福祉、就労、住宅、教育といった関係行政機関や支援の担い手を構成員とする協議会の設置等によるネットワーク整備を進めるとともに、資料では地方の窓口となっておりますが、核となるコーディネーターの配置等、具体的な体制を整備し、地域の強みをいかした取組を進め、その取組の成果を幅広く共有することで、全国各地における再犯防止対策の促進を図っていくことが考えられ、こうした地方の取組を後押しする施策を実施することが、再犯防止のノウハウを持つ国の責務でもあります。

最後の4ページを御覧ください。地方における再犯防止対策の推進については、今年の2月に開催されました会合において、全国知事会会長である山田京都府知事から、全国的に再犯防止の波を波及させていくため、全国知事会としても協力したい旨の御発言を頂いたほか、安倍内閣総理大臣からは、これまでに、ネットワークを構築して再犯防止を進める重要性や、全国の自治体における再犯防止対策を促進する地域の強みを生かす新たな施策の実施について指示されています。

また、骨太の方針2017でも、再犯防止対策について自治体との連携等を推進することが盛り込まれており、政府としても、地方公共団体の取組の促進という方向性が示されているところです。

事務局からは以上です。

○法務省大臣官房審議官 次に、「関係機関における人的・物的体制の整備等について」のう

ち、人的体制の整備等について、事務局から説明いたします。

○事務局 引き続き、事務局でございます。

資料2「関係機関における人的・物的体制の整備等について」と書かれた縦長の資料を御覧ください。こちらの1ページに基づいて説明させていただきます。

再犯防止施策は、検察庁、少年鑑別所、刑事施設、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所から成る刑事司法関係機関のほか、警察やハローワーク、その他様々な関係機関が協力して総合的に講じることが求められております。これらの機関においては、従前から再犯防止対策に取り組んできたところですが、再犯防止推進法により、同法の第11条から第23条に掲げる基本的施策について、更に充実を図ることが求められております。

再犯防止推進法に基づく施策の充実を図るとともに、適切かつ効果的に実施するためには、関係機関における人的体制を整備することが不可欠であると考えており、国においては、今後とも、必要な体制の整備に努めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○法務省大臣官房審議官 続きまして、「関係機関における人的・物的体制の整備等について」のうち、物的体制の整備等について、法務省矯正局から説明をお願いいたします。

○法務省矯正局総務課更生支援室長 法務省矯正局でございます。

お手元の資料のうちの2ページ、「再犯防止を支える矯正施設」という一枚もののポンチ絵がございますが、これに基づきまして説明いたします。

矯正施設の役割は、受刑者等を刑の執行等のために収容することはもとより、施設内において適切な指導、支援等を行うことにより、改善更生させ、円滑な社会復帰に結び付けるという重要な役割を担っております。

矯正施設の建物を含む物的設備につきましては、改善指導や職業訓練など、施設内で実施される再犯防止のための処遇を実施する上で、なくてはならないものでございまして、まさに再犯防止の土台と言えるものです。しかしながら、現在、この物的設備面において、その土台が揺るぎかねない問題を幾つか抱えておりまして、その対策を進めているところでございます。

左上のグラフにもございますが、矯正施設は全国に297施設ございます。そのうち、実は現行の耐震基準が制定されました昭和56年以前に整備された施設が約半数の141施設であり、築後50年程度を経過している施設も多く、老朽化が進んでいる実情にございます。

このような状況下にございまして、受刑者等を収容するという基本的な機能を果たすための建物の安全性が不十分な状態であり、老朽施設の整備が急務となっていることから、矯正局としましては、現行の耐震基準に適合していない施設を中心に、建て替え又は建物の長寿命化を図るための改修工事を進めていきたいと考えております。

なお、矯正施設は、地域との共生という観点から、災害時の地域における防災拠点、避難所として、地方公共団体等と防災協定を締結する動きも進んでおりまして、施設整備による副次的な効果として、こうした地域における役割を果たしていくことも可能となっております。

また、現在、刑事施設における高齢化が進んでおり、それに伴い、受刑者等の有病率も増加しております。こうした状況に対応するため、順次、各施設においては、多機能トイレ、手すり、スロープ等の設置によるバリアフリー化や病棟、医務室等の整備、改善等による環

境整備を図っているところがございますが、このように老朽施設が非常に多いという実情もございまして、なかなかこうした対応ができていない施設も存在しているところがございます。このため、高齢者・障害者対策及び医療体制の充実強化という面からも施設整備を進めていく必要がございます。

さらに、改善指導や職業訓練など、再犯防止のための指導、支援等を積極的に進めていくに当たっては、その実施に必要な施設整備を図ることも重要となってまいります。例えば、出所後の就労にスムーズに移行するために、雇用ニーズに応じた職業訓練の充実が求められており、介護、パソコン関係、建築、建設、農業といった分野の資格や技能を養成する職業訓練を実施するなど、施設内で取得した資格等を生かした就労ができる職業訓練の充実を現在図っているところがございます。

しかしながら、こうした訓練を実施するためには、訓練に必要な備品の整備だけでなく、訓練棟、実習場といった施設整備を図る必要があります。そのほか、各種改善指導や就労支援、福祉的支援等を実施するため、教室、面接室あるいは指導者の執務室の確保なども必要となってまいります。

以上のとおり、矯正施設においては、まず第1として、適切な収容・処遇を確保するための施設整備、そして、第2として、特性に応じた効果的な指導・支援・職業訓練等を充実強化するための施設整備について、引き続き必要な整備を進めることにより、矯正施設における再犯防止施策の推進を図ってまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 御説明ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきます。いつも時間が足りないようで恐縮ですが、今日も17時までを意見交換の時間としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小畑委員 時間の関係もありますのでまとめて意見を述べたいと思います。

昨日の産経新聞の朝刊に、「再犯防止に支援充実 政府、ネットワーク組織創設」という記事が出ておりました。まさに今日、事務局の示されたこの案に大体沿っている内容ではなかったかと思えます。私は矯正、それから、更生保護と50年やってきたのですが、こういう時代になって、本当に感無量という感じがいたします。再犯防止については、総論賛成、各論反対という現実がまさにあるわけですね。それで、この意見の中のいろいろな意識調査を見ても、総論は、国民の皆様も分かっておられて、再犯防止の必要性やそのために協力する必要性はよく分かっているわけですが、なぜそれが各論になると進まないかということを考えてみると、やはり一つは、刑事施設から出た後のつながりがなかったということが一番大きいのではないかと思うのですね。特に地方公共団体、県や市町村に至る日本の国民的意識として、役所がどういう方向を向くかで地域の協力の度合いはものすごく違うわけですね。地方公共団体がある程度イニシアティブを持って所管課を決め、そして、地域で連携体制をとるということが、今まで十分になされていなかった。私は、そこが、やはり国民の不安というか総論賛成、各論反対の一番大きな元ではないかと思えます。

この進め方については、女子刑務所改革の問題で3年間、県知事にお会いしたりして進めてきて、これが非常に手法としては参考になるのではないかと思うのですね。これも十分に生かされたらすばらしいと思います。

それが1つ、組織の問題と、2番目は国民の意識の問題で、やはり不安とともに、もう1

つ、刑務所出所者を知らないということがあるわけですね。ほとんどの人は刑務所出所者を身近に知らないで過ごすわけです。凶悪犯罪が起きると、警察の努力で犯人を捕まえて、その人が刑務所に行った、マスコミもそれでやれやれなんです。ですから、なぜ犯罪が起こったか、その要因はどうか、個人的な要因はどうかという分析が、なされてこなかった。個人情報保護の関係でなかなか難しいだろうと思うのですが、やはりある程度、そういう分析をして、犯罪の要因が何かということをもう少し継続的に国民に知らせていく、そういう努力が必要ではないかと思います。それが、やはり国民をもう少し前向きにして、社会も犯罪に対応していこうと変わっていくことにつながると思います。

それから、私どもは両全会の入所者は、99%は立ち直る可能性があると思っていますが、しかしながら、なかなか大変です。実は2、3日前も、せっかく仕事に就いて、家もほぼ決まりかけているのに、また万引きをしまして現行犯逮捕された者がいました。これは一種の病気ですね。それをどうやって治すかと。

一方で、協力雇用主のお陰で仕事をして、取引先の人と結婚するというので今度はマンションに移るといふ、そういう人も現実にいるわけです。ですから、本当にこれは、なかなか大変な人たちなのですが、立ち直る可能性はあるわけです。

それともう1つ。民間ボランティアとして協力してくれる人たちは、これは本当に根気の要る、気の長い継続的な仕事だなと思います。また、かなり深い人間愛がないと続かない仕事だなと思います。心のケアを継続してやる努力というのは大変なものなので、そういう人がめげないように、ひとつそういうフォローもしていただくといいかと思います。

しかし、こういう時代になって、本当に有り難いなど今感謝している次第です。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。永見委員、お願いします。

○永見委員 永見でございます。私も意見を出しておりますけれども、これを読んでいただければいいわけですが、ちょっと違う言葉で少し述べさせていただこうと思います。

まず、地方公共団体における推進体制の整備等についてという部分ですけれども、その中で、今回、この法律によって地方公共団体に再犯防止施策に取り組む責務があることが明示されたことは、まさに画期的なことだと思います。ただし、具体的に地方公共団体が何をやればよいのかが明確ではないと思います。是非、総務省、法務省が連携して、いろいろな特色のある取組、先駆的な取組等について情報提供をしていただきたいと思います。

でも、今回の有識者のこの意見を拝見しておりましたら、堂本委員、村木委員が、明石市の例について述べられておりました。こういうものは大変貴重だと思います。

次に、前回も申し上げましたけれども、地方における再犯防止施策を推進していくためには、再犯・再非行防止条例というような条例の制定を進めることが効果的な場合もあると思います。是非、総務省、法務省で連携して地方公共団体への働き掛けをしていただきたいと思います。

また、これは関係機関の人的・物的体制の整備等についても絡むことなのですが、地方公共団体といった場合、その中で教育委員会という部分が、場合によると埋没してしまうような可能性もあるように思います。ですから、教育委員会の関与を明示することが不可欠だと考えます。保護司にとって、学校との連携は地域活動の重要な柱です。再犯防止施策の実施に当たり、より一層大切になると思われます。

これに関しまして少し具体的に提案といいましょうか、私の考えを述べさせていただきます

すと、実は、警視庁では、警察署の少年係長が保護司に任命されております。これはかなり古く、昭和の時代からです。少年の事件が実際に件数的にも多かったこと、暴走族の問題とか、いろいろな非行少年のことなどを保護司と情報交換して対応していく、そういった意味で大変効果があったと思います。現在でも、社会参加活動とか“社会を明るくする運動”の際に警察署の係長さんが来て、いろいろと協力していただいております。

それは一つの例ですけれども、教育委員会のいろいろな関係者、例えば指導主事の方などがいらっしゃると思いますが、そういう方をその少年係長と同じように、保護司になっていただいて、更生保護との連携を図っていただければいいのではないかと私は個人的に考えております。実際に学校に在籍している保護観察対象者もいますので、そういう子供たちに対する支援とかいろいろなことで、保護司と連携して、教育関係者が再犯の防止に向けても一緒に活動していくことがいいのではないかと考えております。

次に、これは、まさに人的体制の整備ということですが、保護観察官の大幅な増員を是非実現していただきたいと思っております。平成18年の有識者会議（更生保護のあり方を考える有識者会議）の提言の中でも、保護観察官の「倍增」という表現で、取り上げられておりましたが、提言の中のそれ以外のいろいろなことは次から次へと実現されて、それは大変よかったと思っておりますけれども、保護観察官の増員は取り残された課題だと思っております。最近のいろいろな更生保護の状況、保護司をめぐる状況などを見ましても、保護観察官の仕事はもちろん大変重要です。もっともっと私たちをサポートしていただきたいと思っております。それから、今回のこの再犯防止推進計画を実施する上でも、保護観察所の機能の充実、そのためには、やはり保護観察官の大幅な増員は絶対必要なことだと考えます。ですから、これを是非実現していただければと思います。

最後にですけれども、改めて、もう何回も申し上げておりますが、更生保護サポートセンターの充実強化、886の全保護区に設置していただければと思っております。更生保護サポートセンターは、保護司活動、再犯防止推進の拠点であり、保護司会と地方公共団体を結ぶ懸け橋でもありと思っております。是非この点、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。野口委員、よろしくお願ひします。

○野口委員 野口でございます。地方公共団体における再犯防止の推進体制について、福岡県北九州市の取組を御紹介したいと思います。

御承知のとおり、平成22年、福岡県は全国で初めて、暴力団排除条例が施行されました。これは、「暴力団の卵は非行少年だ。非行少年をどうにかせんといかん」という背景の中で、こういうものに取り組まれたわけでありまして。

北九州市では、平成24年に青少年の非行のない地域づくり推進本部、この本部長は北九州市の北橋市長でございますが、これを設置して、関係機関が連携して非行少年の立ち直りに取り組んでいるところです。この取組につきましては、北九州市はもちろんのこと、協力雇用主会、県警の少年課、保護観察所、保護司会、ハローワークなどが参加する垣根を越えた取組という形であります。推進本部が設置されたことによりまして、関係者のネットワークが生まれて、その対象者にどう取り組むかという関心が出てきたということで、相互に対応が可能となりました。

本日は、皆様のお手元に協力雇用主の就労支援ハンドブックを配らせていただいております。

ます。これは、福岡県の取組も含めてですけれども、北九州市が福岡保護観察所を始め、関係機関の協力を頂きまして、協力雇用主の活動に対する理解、活動の拡大につなげるために作成したものであります。また、このハンドブックに記載されておりますとおり、福岡県も非行少年に対する支援事業として、非行防止・絆プロジェクトというものを独自に実施しておるところであります。さらに、同じくハンドブックにありますとおり、福岡県北九州市は、就労身元保証制度や協力雇用主の見舞金制度など、協力雇用主を経済的にサポートする制度も設けてくださっております。非行少年の雇用に対して、これは成人も含めてですけれども、国と連携しながら、息の長い支援を行っていただいているところでもあります。

本年2月にも、今年でもう4回目でございますけれども、北九州市で青少年の働く場所・居場所づくりシンポジウムも開催いたしまして、関係者による活発な意見交換のほか、青少年を積極的に雇用した協力雇用主に対しての市長表彰も行われました。これは4年前からです。また、福岡県でも、小川県知事から、そういう対象の雇用主に対する表彰制度も一昨年からできております。また、平成27年度からは、法務省において、協力雇用主に対する法務大臣表彰が行われましたが、地方公共団体においても協力雇用主の取組を高く評価していただける機会を設けていただくことは、大変有り難く、私どもも協力雇用主として非常に励みに思っているところでもあります。

このような取組の結果、平成7年、北九州市では、僅か5社、福岡県では22社であった協力雇用主の数が、平成29年6月には、北九州市が230社、福岡県が約800社となるなど、目に見えて成果を上げておるところであります。また、平成29年4月1日現在で、協力雇用主に雇用されている保護観察対象者の数は全国で1,204人となっているところ、福岡保護観察所の被雇用者数は全体の1割を超える128人となっており、大きな実績を上げているところでもあります。

このほか、私の地元の福岡県では、暴力団員が善良な社会の一員として更生するために、離脱支援や就労対策などの社会復帰対策を推進するために、平成26年度に福岡県警察が中心となって福岡保護観察所や福岡刑務所などの関係12機関で構成される福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会を設立しております。また、福岡県警察は、全国21の都道府県と連携協定を締結して、暴力団離脱者の広域的な就労支援を行っております。というのは、先生方も御承知のとおり、暴力団というのは、地元で更生するのは非常に難しいわけですね。ですから、今、就労支援事業者機構というものが全国にありますけれども、その連絡を密にして、違う場所で家族と一緒に更生するという方法はないかと思っております。このような地方公共団体同士が広域で連携して支援を行うような取組が、ますます増えていければいいと思っております。

このような福岡県や北九州市における取組をモデルにさせていただいて、ほかの地方公共団体においても、再犯防止に向けた推進体制づくりに取り組んでいただけるよう、法務省には、地方公共団体に積極的に働き掛けていただいて、必要に応じて協力や支援を行い、地方公共団体における再犯防止に関する施策の推進に努めていただきたいと思いますと考えております。特に、地方公共団体と連携して息の長い支援を行うことが可能となるように、推進体制づくりに努めていただけたらと思っております。

私の発言は以上で終わります。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。宮田委員、どうぞ。

○宮田委員 まず、地方自治体との連携の問題ですけれども、私ども弁護士は、事件を起こした方、特に不起訴で終わった、保護観察で終わった方に対して、いわゆる同行支援といわれる、福祉事務所まで連れて行って、福祉を受けられるように助力する活動しております。

先ほどの事務局説明の中には、都道府県との連携の話は出てまいりました。しかしながら、福祉の窓口は基礎自治体です。福祉事務所によって、同じ自治体の中でもものすごく対応に差があります。あるいは同じ福祉事務所の職員の方でも、ものすごく対応に差があります。この再犯防止計画の理念については、各地方自治体の窓口の末端にまで、支援の必要性についての感覚が行き渡っていかなければ、住民票を置きたい、あるいは障害があるので福祉を受けるのでなければ生活ができないというような方が、そういう地方公共団体の窓口で拒否されてしまう危険があるということです。

厚生労働省は、平成27年に社会・援護局から、犯歴の有無に関わらず福祉が受けられるよう各自治体に対して通知を出しておられるようですけれども、このような通知があるにもかかわらず、私どもの実感としては、うまくいかない自治体も結構あります。「だって前科があるんでしょ。」「えっ、ここに住民票を置くんですか。」と言われ、「だって、逮捕地だったらいということになっているんですよ、今は。」というように、窓口での押し問答になったりするような場合もございます。

窓口に対しては、都道府県が指導することも大きな効果があるでしょう。東京都では、地域生活定着支援センターがコーディネート業務をする上で非常に支障があるということで、都が各福祉事務所に対して、犯罪をした人であっても、きちんと福祉が受けられるように協力するよう御指導されたとも伺っております。けれども、総務省や厚生労働省から各自治体に対して、特にそういう末端の事務を行う方たちに対して、犯罪をした人に対して、その地域に住民票を置いたり、あるいは福祉を受けることについて、犯罪をしたということをもって拒否するようなことがないように、御指導を徹底いただければ有り難いというのが、現実には支援をしている我々の実感でございます。

また、関係機関等の整備の問題でございますけれども、犯罪をした人本人の抱えている問題は様々です。もちろん自治体も必要ですが、先ほどの地域における推進体制の整備のところに出てきている中には、私たち弁護士の話が出てきません。私は、別に弁護士のことを宣伝しに来ているわけではありませんけれども、私どもが実際に犯罪をした人の御相談を受けますと、自分の戸籍がどうなっているかも分からないという方が実際にいらっしゃるのです。地域生活定着支援センターの方が、「あなたの戸籍こうなっていますけど。」と言われ、「えっ、俺の本籍地違うよ。」とってはじめて、知らない間に人と婚姻していた、あるいは養子縁組を勝手にされていた、というようなことが、明らかになり、センター経由で相談に乗ることがあるのです。

私たちは、法律相談に乗りたくても、その方が法律問題を持っていることが分かっているなければ相談に乗れないのです。犯罪をした人の社会復帰支援をやっているNPOや、あるいは更生保護に関わる人たちが、この人は法律的な問題が何かありそうだと初めて気づくことになり、そのように思ったようなときには、窓口となっていただき、法律家である弁護士との連携も是非お考えいただきたいと思っておりますし、私たちは、そういうような方々に寄り添っていくつもりでいろいろな事業を始めています。

兵庫県では、「寄り添い弁護士」という形で、社会復帰のために刑務所から出てきた方た

ちの支援を行う体制を整えております。東京でも、事実上、地域生活定着支援センターで手に負えないというか、法律問題で大変なときには、弁護士の方がダイヤルを受けられるようにして事実上の連携をしております。このような連携がますます広がっていけば、ますます皆さんの生活がしやすくなるのではないかと思います。

特に高齢者や障害者の方は、御自身で意思決定ができない方がおられます。そういう方には、後見人を選任して、その方の意思決定を後押ししなければ、実際に社会の中で契約をすることすらできないということにもなりかねないわけです。検察官も法律家ではありますが、その辺のケアまでは難しい。検察官には法律家同士の連携もお考えいただきたい。検察庁の役割が大きいことも分かりますが、ほかの法律家の仕事、つまり弁護士、弁護士だけではなくて、その他の周辺士業の方でも結構なのですが、そちらとの連携についてももっとお考えいただければ有り難いと思いました。

あとは書いてあるものを御覧くださいということで、この程度にしておきます。

○法務省大臣官房審議官 宮田委員、ありがとうございました。

では、清水委員、引き続きまして堂本委員という順番で、よろしく申し上げます。

○清水委員 今、小畑委員が総論、各論の話をされましたが、こういう再犯防止あるいは社会復帰支援という領域について言うと、総論がなかなか具体化していかないというよりも、各論に鍛えられていない総論で理解を得ようというのは非常に難しい。いかに各論を積み重ねていくかということからやらないといけなと思っていますのですけれども、さっきの資料の御説明にもありましたが、ちょうど4年目になります。民間の立場で社会復帰支援ネットワーク協議会というものを埼玉で作りました。私は更生保護施設の立場で呼びかけて、県、市、社会福祉協議会、それから、ホームレス支援をやっているNPOですとか、少年鑑別所、病院等々、それに弁護士会、ハローワークも入って、18の機関・団体が定期的に協議会をやっております。これの目的は、ふだん全く縁がないわけではなくて、いろいろなケースに応じて御協力いただくことはあるのですけれども、もっとお互いに一つの間を交差点にして、いろいろなつながりを重ねていこうということで作りました。

これをやっていると、回を重ねていくと、お互いの制度の機能を一般論として知ることができるのですけれども、その中でケース、事例報告などをそれぞれの立場から出していただいでやっていくことで、こういうケースにはこういうことができるのだという、つまり情報を知ることではなくて、できることを知ることになってきますし、逆に、「それなら私たちのところはこういうことができますよ」ということで、できることを伝えることもできてきます。そうすると、その協議会の中ですぐに具体的な問題は出ないのですけれども、終わってから、もう前置きなしに、こういう人がいるのだけれどもという協議がすぐできる、そういう関係ができてきます。

これは、私ども民間の立場でやっているのですけれども、さっきの資料に明石市のモデルもありましたとおり、これを自治体の事業として自治体の立場で立ち上げていただいで、それによって、県レベルの事業であっても、県がそれに関わることで、市町村にもそれが伝わっていくことになると思います。ただ、それをやることについては、その協議会なり組織をマネジメントしていく覚悟がないと機能しないと思います。是非、予算を伴ってそういうマネジメントできる体制を持った協議会を立ち上げていただいで、そこで各論から積み上げていくようなネットワークができたらいいかと思います。

いろいろな仕組みが整備されていけばいくほど、専門的にもなってきましたし複雑にもなってきましたので、連携といっても、全部の制度なり仕組み、活動内容を知った上での連携というのはますます難しくなってくると思います。ですから、最近よく経営学で言われるようなのですけれども、連携というのは、お互いのことを全部知るのではなくて、「Who knows what」、つまり「誰が何を知っているんだ？」だという、そのことを知る、それを共有することが大事だということだと思えます。

それは、一つには、当事者が自分のいろいろな問題を抱えているだけではなくて、家族がそれを抱え込んで、家族として何もできない。地元の自治体なり福祉事務所にすぐ行けばいいんでしょうと言っても、皆さんいろいろ引け目があったりしてすぐに行けない。でも、そういう人たちが、こういうところがあると分かるような看板を掲げた所を作る、それがマネジメントを伴ったネットワークということなのですが、それが、つまりどこに行けばいいかということを決済することにもなると思えます。これは本当に確実に再犯防止につながる自治体のつながり方であると思えます。

もう一つ、それに関連するのですが、これも意見に書かせていただきましたが、今、入口支援、出口支援という言い方をされています。宮田委員からもお話がありましたけれども、司法手続の入口のところで弁護士の方々は非常に努力されて、様々な人たちの支援をされているわけですが、これは非常に大事だと思いますが、これを、刑事司法手続というか、非常に難しい問題ではあると思うのですが、外国には例があるわけですし、入口段階でアセスメントする仕組みを、どこの機関が専門的に担当して、どういう方がそれに関わってアセスメントして、それを司法手続の中に提供していく、そういう仕組みを今後は是非検討していく必要があるのではないかと思います。

今やっている形ですと、刑事司法手続の中での入口支援、出口支援というニュアンスですので、自治体と民間の方からすると、あれは刑事司法内部の問題なのだととられかねません。むしろ刑事司法の手続の中で、再犯防止ということをも更生を念頭に置いて手続を進めていく場合には、やはり自治体、民間による社会の入口を開いていく支援が大事なのだという理解を広げていくような仕組みづくりと申しますか、入口段階での支援は、やはり社会全体の支援を伴っていくのだという、それを制度化していくような検討が、これから更に必要なのかなと思えます。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。堂本委員、お願いします。

○堂本委員 私が、一番言わせていただきたいのは、2000年に地方分権一括法が制定されて、中央集権から地方分権への移行がありました。刑事司法はそのときに分権化が行われなかった。今度の再犯防止推進法は、国と地方と両方で刑事司法の分野もやるのだという書き方をしていますが、言ってみれば、国だけが背負うのではなくて、地方も一緒にということは、今まである制度の中で、お互いに連絡をよくしようという程度ではできないと思えます。地方分権一括法のように、実質的に地方が、特に基礎自治体が再犯防止の施策を実施するためには、法務省だけではなく、関係省庁が必要な法改正を行うべきです。国の法律が変わらないと地方で動けないことも数多くある。従って1行変えたり、一言入れるだけでも変わってくるわけです。この際、躊躇しないで、犯罪がない国の方がいいに決まっているわけですから、大胆な手法をとることだと思えます。

そのことによって、都道府県、市町村そして民間の人たちも協力する体制を作る。地方分

権一括法に17年後れをとったと思いますが、刑事司法の領域も国と地方が一緒になって再犯を防止していくのだという心構えが大事です。例えば、具体的には、更生保護法と更生保護事業法の改正だけでいいのか。更生保護の領域に各省庁、あるいは地方自治体が踏み込んで、制度を改善し、協力しやすい体制をつくっていったら良いと思います。

先ほど、地方の条例が大事なのではないかと、どなたかがおっしゃいましたけれども、それも一つの案だと思います。都道府県でも市町村でも、条例を制定するということになるのと、それだけ県議会でも市議会でも議論されるわけですし、そういった姿勢でその地域が臨むのだということの覚悟をまず示すことになりますから。ここに明石市の例を書かせていただきましたが、なぜ明石市に今一番注目したいかという、先ほども宮田委員から、住民票がないといろいろな手続ができないというお話がありましたけれども、刑務所を出てから、住民票を取るにも、生活保護を受けるにも、今は短くて1か月、長ければ3か月ぐらい手続にかかると聞いています。その間に再び罪を犯してしまうパーセンテージが高いわけですが、明石市を評価しなければいけないのは、その時間的ギャップをなくす努力をしておられることです。

今度の再犯防止推進法には、国と地方あるいは民間が情報を共有できると明確に書いてあるわけです。刑務所から受刑者が出るときに、認知症でどうにもならない、重篤な病気で自立できないことが分かっているならば、特別調整のケースとして連絡があるかもしれませんが、特別調整の場合以外は連絡がなく、行き場も、相談先もない出所者は往々にして制度の狭間に落ちてしまう。その狭間という言い方でこの検討会で議論されていますが、そうした出所者についても、自治体に連絡して、地方自治体の職員、指定管理で引き受けた団体や施設の職員、あるいは弁護士が行くなどして時間的ギャップをつくらないことです。そして、刑務所の門を出るときには、介護保険の必要な人ならそれが認定がされているとか、行く先が更生保護施設でもいいのですけれども、居場所が決まっていれば再犯が防止できるのではないかと。

その際、明石市は、警察、刑務所、医師会や民間のNGOなどによるネットワークをつくり、出所者が必要な受け入れ方針を検討している。この前、明石市の市長さんにお会いした時、自分たちは刑務所へ介護保険の手続きをしに行ってもいいし、介護のサービスを刑務所の中で提供してもいいと言っておられました。法律的には難しいかもしれませんが、そこまでやる覚悟を持っている首長さんがおられるのは心強い限りです。

明石市のビジョンを特例みたいな形で、特区にするなどして実行できれば、それがモデルになって全国に広がっていくのではないかと思います。全国で一斉に実施するよりも、この際モデル的に数か所で実施する方が近道なのではないかと。1か所で実施されると、他の地方自治体がそれを見習うと思うので、是非いいモデルをどんどん掘り起こし、実施して欲しい。先日お会いした北九州市の市長さんも大変熱心でした。そういう市長さんや町長さん、あるいは知事さんに期待したい。全国知事会も立ち上がってくださったとのこと。再犯防止推進法を執行する責任者である都道府県知事とか市町村長とかの熱意を汲み上げて、具体的に進めるようにして欲しい。ここで議論をした計画が各地で実行に移されることに期待したいと思います。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。村木委員、お願いします。

○村木委員 すみません、もう既に出たお話と重複するところもあるかもしれませんが、意見を申し上げたいと思います。

入口支援にしろ出口支援にしろ、そういう人たちは、今度は地域の住民になって、地域の中で暮らす。再犯防止の観点からいうと、犯罪をするに至った背景にあったもの、貧困とか疾病とか嗜癖とか障害とか、あるいは家庭環境の厳しさとか、不十分な学歴とか、職がないとか、そういうこと、その背景にあった問題に対して、今度こそ地域のサポートがあるという形をいかに作るかと。それができないと、結局、刑務所という場所へ戻ってくるということだろうと思います。そういう意味では、自分の住む地域というものがあって、そこでサポートが得られることが大事で、今日、皆様がお話しされている地域のネットワークが大事なだろうと思います。

ネットワークに関連して5つ申し上げたいと思います。この辺が大事ななと思ったことを申し上げたいと思います。

1つ目は、さっきの堂本委員の御発言と重なるのですが、刑務所を出た場合に、どこにも属していない人がたくさんいる。この人はどこの住民なんだと。住民にならないと地域の、市町村のサービスは受けられないので、やはりこの人はどこの住民で、どこの自治体が当事者として対応してあげなければいけないかというのが早く決まるルールをきちんとつくってやること。それは、もう定住して永住的に住む所であれ、仮の住まいであれ同じだと思うのですが、刑務所を出たときには、そこがきちんとすぐに決まる、これが1つのポイントかと思っています。

それから、2つ目は、ネットワークを作るということだと思います。ネットワークには2つの機能があって、その地域の再犯防止、リハビリの支援をする仕組みをどうやっていけばいいかということを中心に顔を合わせて話し合っているという機能と、もう1つは、この人をどうしてあげるかを関係者が議論できる、この2つの機能を持ったネットワークをいかに作るかということだと思います。

先ほど明石市の話が出ましたが、この間、明石市長からいただいた、そのネットワークの構成メンバーの資料を私の意見の後ろに付けてあります。だんだん膨らんできているようでございますので、これがいい例になるかと思っていますので、ネットワークの仕組みとしてこういうものを想定して、早くこれをつくることができればと思います。

3つ目は、そういう支援をするときに大事なものは、やはり本人の気持ち、本人の意思を大事にしてあげることが、結局、時間が掛かるように見えて近道になる。そのときに、誰が本人に寄り添って支援するかということですが、いろいろなやり方があると思いますが、さっき宮田委員からもお話がありましたように、弁護士さんがそれをきちんとやってくれるのであれば、こんな心強いことはないわけで、これは弁護士会にもお願いし、弁護士さんなども巻き込んで、本人のサポートをする、本人の意思をサポートする仕組みを意識しておいた方が、結果的にうまくいくのではないかと思います。

それから、4つ目は、清水委員のおっしゃられたことと重なりますが、ネットワークを作るときには、ネットワークを動かしていく核になるところがないとうまくいかない。これをきちんとつくれるかどうか。これは予算の問題とも絡んでくると思いますが、非常に大事だろうと思います。

5つ目、最後でございます。これも清水委員のお話と重なりますが、入口のところも含め

て、司法手続の中でアセスメントをして、早くこういうネットワークにつなげていく仕組みを今後検討するシステムとしてつくっていくのが大事だと思います。特にこの際大事なのは、システムが刑事司法の中で完結せずに、結局、この会の一番最初のときに申し上げたように、地域での暮らしへのゲートオープナーにならなければいけないわけですから、地域のサポート機関が積極的に関わって、それにアクセスをしたり、実際受け入れていく、そういう形にしておくのがうまくいく。議論して、こうしましょうと計画を立てたけれども、誰も受け取る人がいせんとならないために、最初から地域を巻き込んだそういう仕組みが必要ではないかということだと思います。以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。川出委員、お願いします。

○川出委員 配付資料の地方における再犯防止推進のイメージはこのとおりだと思うのですが、担当窓口のところ、この図ですと、コーディネーターを配置してコーディネート機能を担うということですので、それをやるためには、地方の担当窓口、かなりこの問題に精通した力のある人を置かないとうまく回っていかないだろうと思います。その関係で、同じ刑事司法で、犯罪被害者の方でも、基本計画の中で各地方自治体に担当の窓口を置くということがうたわれて、かなりの数の地方自治体に犯罪被害者担当の窓口が置かれるようになってはいるのですが、他方で、被害者の関係では、こういうネットワークは、これも地方自治体ごとに置かれているのですが、そこではむしろ警察が中心になってネットワークをつくっているのが現状だと聞いております。ですから、今回は警察ではなくて、まさに地方自治体の中の窓口がコーディネートの業務を担うということですので、それはなかなかそう簡単に、今は情報提供を受けているという形でやっているようではすけれども、今後やっていくとなると、そこは、人材の派遣までするかどうかはともかくとして、国の刑事司法機関が、少なくとも立ち上げのところはかなり積極的に援助をしてやっていかないといけないと思いますので、その辺りのことも、もし可能であればこの計画の中に盛り込んでいただければと思います。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。和田委員、お願いします。

○和田委員 今回、正直言いまして、どういう形で意見を出せばいいものかと悩みました。直接この場でこれから少し説明させていただきますけれども、国と地方公共団体との連携、と言ったときに、本当に「連携」というのは便利な言葉なのですが、具体的なプロジェクト、施策、いろいろなものの具体性がないと全然意味をなさないという前提があります。

現場サイドから見ると、基本的に再犯防止という枠組みで、物事を考えている、あるいは人に接しているわけではないですね。今日お配りいただいた資料1にまさに書かれているのですが、2ページの下の方に、「住居・就労の安定のみならず、飲酒・薬物、高齢・障害、生活困窮、不良交友、家庭・学校生活」等と書いてあります。まさに地域で見ればそういう問題としてあるわけですし、再犯防止としてあるわけではないですね。

結局、地域が、地方自治体がというのでしょうか、個々の問題に対して、どういう具体的なプロジェクト、取組をやったか、その結果が再犯防止につながるということですね。だから、再犯防止というのは、そのプロジェクトに対する評価指標のような見方ができるわけですね。これは、計画のどこかに載せるとかそういう話でもないですけれども、そういう見方で現場サイドでは取り組んでいくことが重要ななという気がいたしました。

それから、追加しますと、その地域、要するに地方公共団体がやるべきこと、あるいは国

がやることは、逆にそういうものを利用しながら、こういういいやり方があるよという、グッドプラクティスなどという言い方がありますがけれども、そういうものを広めていくことが重要かというのが私の意見です。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。委員の先生方はよろしいですか。

関係省庁の皆さん、ここで何かこの場で発言しておきたいということがございますか。多少、委員の御意見の中にも言及があったように思いましたがよろしいでしょうか。

この場ではよろしいということで、では、後半に移らせていただきたいと思います。

第4回検討会の検討テーマでありました修学支援及び効果的な指導の実施に関する事務局案についての意見交換に移ります。

まず、事務局から概要の御説明をお願いします。

【事務局から、再犯防止推進計画（学校等と連携した就学支援の実施、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等）の事務局案について説明】

○法務省大臣官房審議官 では、この事務局案につきまして御意見を頂きたいと思います。

○宮田委員 まず、アセスメントの問題でございます。アセスメントについては、MJCA、少年に対しては非常に有効なアセスメントツールができたということでございますけれども、これを成人についても適用していくという御趣旨だとか、成人についてのアセスメントはどのような形で行われるのかということをお聞きできればということが、まず質問として1つ。

あと、意見として2つ特に申し上げておきたいと思います。

まず、今回の冒頭に修学支援について、現状認識と課題、学歴がない方が非常に多く問題がある、それはもう間違いないことであると思います。しかしながら、最初に私どもに法務省から、犯罪をした者等の処遇に関する基礎資料というものを頂戴しておりますけれども、男性の受刑者の約20%が知能指数が70未満、知的障害域にあります。境界域まで一緒に考えると4割になります。つまり学校の勉強を普通にやるのでは不応を起してしまう域の方たちが非常に多いということです。もちろん学歴を取得していただくことは極めて重要ではありますけれども、特別な支援がなければ学力の習得が不可能な方たちがたくさんいるという前提でこの計画が立てられているかという、私にはそうは見えないのです。能力について、犯罪をした人が受刑する際の的確なアセスメントをどのように行うのか。その知能やその他の障害に応じていかなる支援をしていけばいいのかということの考え方が、この計画の中では必ずしも十分ではないように思えるのです。

もう1つは、この高齢者であるとか少年や若年層の可塑性に着目した指導等ということは記載されておりますけれども、まさに働き盛りと考えられるような30代、40代あるいは50代の方たちに対する指導はどうなっているのでしょうか。40代、50代になりますと、再就職はかなり難しくなってきます。指導するについても、社会に復帰して、いかなる生活を立てていけばいいのかについて、かなりきめ細かく見ていく必要もあると思います。もちろん職業指導等については、前回議論されておりますけれども、それ以外の教育の問題などについて重点的に行うべき層を考えるとということもあるかもしれませんが、そこから取りこぼれた人たちはどうなるのかということを感じた次第でございます。

修学の支援の問題は非常に重要ですし、あるいは個別の犯罪に対する支援は非常に重要で

す。支援を充実する、指導を図る、それは極めて重要であることは間違いありませんけれども、恐らく今まで法務省でなさってきた教育だけでは足りない部分があると思います。様々なツールを法務省が開発されていることは存じ上げておりますけれども、法務省の中だけで完結するのではなく、様々な専門家の知恵を入れながら、例えばPFI刑務所で、いろいろな事業者も含めた様々な方たちの知恵をもって処遇することが成功してきたのですから、民間の知恵を入れながら、さらなる教育の充実を図っていただければということを考えます。

後で書面もまた提出させていただきます。以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

最初の質問のアセスメントの適用対象について、矯正局から、よろしいですか。

○法務省矯正局成人矯正課長 今、たくさん御質問を頂きまして、網羅的に完全に答えられるかちょっと疑問がありますが、可能な範囲ということで御容赦いただきたいと思います。

まず、アセスメントのところでございますけれども、MJCAは、御案内のとおり、少年を対象にしたものでございまして、成人の刑事施設については適用がございません。成人の方については、一般受刑者に対してリスクアセスメントをするツールを今開発途上でございますので、将来的にはそれを充実させていくということで、別のツールを開発しようとしているところでございます。

あと、就労支援というところでございます。その前提としてですけれども、先ほど宮田委員から、能力検査値で70未満の者が20%というお話を頂きましたけれども、厳格に言うと、知能指数を計測する一般に流通しているものを我々使っているものではなくて、CAPASといって、もうちょっと基礎的な作業能力みたいなものを含んだ全体的なものを把握する仕組みのものを全受刑者にやっていて、それをあえてIQに当てはめるとどうかということで、対応関係をつくった表でいうと20%ということになるのかもしれませんが、現実にはそこまではっていないのかなというところで、必ずしも就労支援を少数のターゲットに絞っているとか、もちろん知的障害のある方々については修学以外のものも必要だと思いますので、そういう手当ては当然別に検討していきたいと考えてございます。

また、若年・高齢についての手当てを考えているようだけれども、30代、40代はどうかというお話がございましたけれども、これについても、職業訓練については若年者だけではございません。30代、40代、意欲のある者、能力のある者については、積極的に職業訓練に編入いたしますし、職業訓練につきましても、社会のニーズに適合するようになるよう見直しをしていっておりますので、今はパーフェクトなものではないですけれども、将来に向けて改善に努めているところでございます。

あと、改善指導につきましても、当然30代、40代はボリュームゾーンでもございますので、その辺の充実にも努めていきたいと考えてございます。

あと、御意見の中で、法務省の中で完結させるな、民間の方の知恵もどんどん入れてという御指摘を受けました。これはまさに御指摘のとおりでございますので、今後とも民間や地方自治体の知恵なども拝借し、協力を得て、更に充実を図ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○法務省大臣官房審議官 宮田委員、今のところは特にいいですか。

○宮田委員 知能の問題をかかえる人の数は、CAPASの検査での人数は多すぎるのではないかとこの矯正局のご見解でしたけれども、逆に言えば、刑務所の生活は、規則に従って、

その規則に応じて生活をしていけばいいという生活ですので、障害による問題性が非常に出てくる環境です。そういう意味で、矯正局の皆様方が、知能に対して問題をあまり感じていないということが、本当に障害がないということにつながるのかどうかには、疑問があります。法務省では、このCAPASの値、受刑者の能力検査値を出してきたということは、福祉支援の必要性等についてもお考えだということだと思います。この点については、別な形で様々な支援をお考えいただきたいと思います。

○法務省矯正局成人矯正課長 もちろん各種支援には取り組んでいくつもりでございます。ただ、そのボリュームの捉え方がちょっと多すぎるのではないかと御指摘をさせていただいて、もちろん十分なケアにこれからも努めていきたいと考えております。以上です。

○法務省大臣官房審議官 堂本委員、お願いします。

○堂本委員 前回も申し上げましたが、文部科学省には、少年院や刑務所など矯正施設に入る前に、学校で予防対策を積極的に講じて頂きたい。学校に行っている子供が虐待に遭ったり、あるいはJKビジネスなどの性犯罪に誘われたりした場合、いかに早く学校の先生が気付いて対応し、予防することが大事だと思うのです。

事務局案を聞かせていただくと、全般に、少年院など矯正施設に入った子供たちについての指導が多い。さっき村木委員も言われましたが、社会の中の貧困とか虐待とかに対応し、取り除いていけば、相当なところまで犯罪を防止できるのではないかと。特に女の子の場合は、男の子と違った形の難しい状況があります。どうしても家に帰れない、家からはじき出された女の子たちがどこに行くかという、JKビジネスもそうですが、性産業的なところに連れ込まれてしまう。そこまで行く前に、女の子の遭遇している事態をいち早く察知して、予防策を講じることです。少年院に行かなくて済むようにすることが大事だと思うので、学校の先生たちに敏感になっていただきたいし、期待したい。

今でも多くの先生たちが努力をして下さっているとは思いますが、時として、家庭訪問が難しかったり、教頭や校長のところに行くと、自分の学校ではあまり問題児を出したくない、という理由で、そういう子供たちに積極的に関われない場合があると聞いています。しかし、早いうちに非行に向かう芽を先生たちが感じ、摘んでほしい。先生たちが自由に子供たちを指導できる環境が重要です。あるいは家族と一緒に、あるいは家族に原因があるような場合は、それこそ周りのNPOや福祉の団体、児童相談所などが協力してその子供を救ってほしい。警察の方にもお願いしたいのは、そういう女の子たちを取込んでしまう犯罪組織を徹底的に取り締めてほしい。

男の子は男の子なりに別の形でいろいろな落とし穴があると思いますけれども、いずれにしても子どもたちを守るために、学校と社会が、自治体も福祉関係の専門家や民間の人たちが連携してほしい。地域社会と学校とが一緒になって非行への芽をできるだけ早く摘んでいくこと。それが犯罪の予防につながるのではないかと思います。もっと予防的な視点を入れていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

女性特有の問題に応じた指導等について、その前の段階での御指摘がございましたが、文部科学省から何かコメントございますか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 文部科学省でございます。

この女性特有の問題に限らず、そもそもの非行防止をしていくために、たくさんの目で見えていくことが大事ということで、かつて、学校は学校、警察は警察、また、ほかの役所とも少し断絶があったと思うのですけれども、今それをつなげるべく、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進めておりまして、スクールカウンセラーは臨床心理士の資格をベースとする方が多く、ソーシャルワーカーは精神保健福祉士と社会福祉士の資格、まさに福祉と連携していかないと、家庭の虐待の問題が根っこにある場合が非常に増えてきていると。これは性的虐待もありますし、ネグレクト的なものもある。それは結構早い段階で気付けるものを、これまで学校もなかなかその情報を児童相談所などに渡すことをあまりしなかったと。これについては、最近再三いろいろな事案が起きていますから、早目、早目にやっつけよう。それでもし間違っている、学校の先生が責めを負うことはないというようなこと。

また、警察の間でも、個人情報扱いは結構慎重にならなくてははいけませんけれども、ただ、早い段階で気づいていた、お互いに気づいていたのだけれどもということが、川崎の事件もありましたし、去年の東松山の事件もありましたので、最初から分かっている、おそれがあったことは、個人情報をしっかり守った上で、お互いに共有していこうと。そこに専門家も入れていくというようなことを今やり出しておりますし、そういうものが今、地域、学校で少しずつ芽を出してきているところですので、これは再犯というお題でつくられていますけれども、そもそも犯罪に巻き込ませないということを教育活動全般を通じて、また生徒指導、また教育相談・援助というところで、しっかり関係機関と各地でネットワークをつくらせていきたいと思っております。ありがとうございます。

○堂本委員 よろしくお願いたします。

○法務省大臣官房審議官 ほかの委員の方々いかがでしょうか。川出委員、お願いします。

○川出委員 1点、ちょっと細かいところなのですが、少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等について少年院における複数指導体制の充実を図るとのことでしたが、少年だけではなくて若年者ということも含めていますので、少年院だけでなく、少年刑務所というものも出していただいて、それぞれのところで特性に応じた指導等を実施するための体制の充実を図るといった形にいただいた方がいいのではないかとということです。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。堂本委員、お願いします。

○堂本委員 今、文部科学省の方でお答えくださったように、再犯という視点で言うところのこういう書き振りになってしまうのですけれども、やはり修学支援とかの領域は、再犯防止以前に、犯罪防止という視点でこのところは詰めていく必要があるのではないかと思います。子供たちについては、とにかく初犯を防止するというので、犯罪が起らないような体制を、いかに学校と地域と警察など全てが連携していくことが大事だろうと思うので、その辺の視点が重要だと思います。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 堂本委員、女性特有の問題という視点は残すということによろしいですか。

○堂本委員 女性の場合でも、男性の場合でも、子供の場合は、やはり再犯ではなくて、犯罪に近づかないための指導はどうすべきなのかということ今や考えないと、今、御指摘があったような事件が次から次へと起こっていますし、子供の犯罪も増えています。ですから、

いかにしてそういうことのない、子供たちが安心して学校に行けるような環境を作るという意味で、女性の場合も男性の場合も書いていただきたいと思います。

○法務省大臣官房審議官 和田委員，お願いします。

○和田委員 非常に雑な言い方なのですが、事務局案の説明を受けて、まず思ったことが、いろいろなところで、担当すべき省庁がほとんど法務省となっていることがちょっと気になります。どういうことかといいますと、これは厚生労働省の方に誠に申し訳ないのですが、例えば女性特有という問題も出ていましたけれども、こういうところは厚生労働省の方もちょっと協力できるのではないかと、あるいは発達上の課題とか、そういうところも協力していただける部分があったら協力してもらった方がいいのかなとか、その辺の「連携」ということをもう一度考えていただいた方がいいかなと思いました。

○法務省大臣官房審議官 それは法務省と厚生労働省の間で協力して検討を進めるということではよろしいでしょうか。では、御意見を踏まえて検討させていただきます。清水委員，お願いします。

○清水委員 今のお話とちょっと関係するのですが、多分、修学支援についても、高校中退者等に対する地域社会における支援など、幾つかの項目があるのですが、こういうところでも法務省及び文部科学省という形になっているのですが、実際に地域においてどこがどうやるかというのはとても大事という課題になっています。私は、少年院に送致された子供たちの状況を見たりして、少年院に伺ったり、あるいは出てきた少年を見ていたりして思うのですが、少年院で教科教育を受けて一生懸命やってくるというのは、1つは、少年たちにとって、少年院というのは安心していられる場なのだと思うのです。決して送られて閉じ込められているのではなくて、少年たちの話を聞いていると、結構荒れていた少年でも、規律を守って生活することが結構心地よいと受け止める子供たちが多いと思うし、もう1つは、やはり安心できる環境だから勉強に集中できるということが、少年院での教科教育の背景にあるのかなと思うのです。

それは、社会に出てきてから、なおさら、教科教育はどこでどう教えてもらえて勉強できるという以前に、前にも申し上げたのですが、やはり安心できる場があって初めて勉強に気持ちが向いていくということがとても大事で、少年院で一生懸命やってきて、家庭に帰ったけれども、とても勉強に気持ちが向いていく状況ではないという子供たちが多いです。それを地域の中で、生活困窮家庭の子供たちのたまり場支援で、学習支援などをやっている所に行ってみると、やはりそこがすごく安心して生活できる場になっている。そういう意味ではたまり場になっていて、だから、そこで教科の勉強が進むというところがあると思うのです。そういう場所を、これは警察も含めてというか、あるいは警察がボランティアを含めてそういう力があると思うのですが、そういう場を教育委員会とか行政も含めて地域の中でどう作るかということ課題として盛り込んでいただくことも大事なのではないかと思います。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

村木委員，お願いします。

○村木委員 自分に答えがないのでなかなか言い出しづらかったのですが、保護者に対する支援等というものがあって、法務省とか警察とか、それから、厚生労働省もそうなのですが、親の出来が悪かったら、親も教育して支援してというのは建前としては出てくるので

すけれども、もうどう支援しても駄目な親は実は結構たくさんいて、ある一定年齢になると、一人でやっていく方がいいという子供たちもいて、その子たちの支援という課題が実は多分出てくるだろうと思うのですね。

もちろん児童養護というしっかりした仕組みはありますけれども、ちょっと年齢が高くなった子供たちの受け皿には必ずしもなれていないかもしれない。施策がこうと言えないのですけれども、そこは、「家庭に問題があるときは親を指導しましょう」では多分済まないところについて、対応が必要かと思います。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。小畑委員。

○小畑委員 女性特有の問題に応じた指導等について、当会は、女性特有の更生保護施設であるわけです。9割が薬物や常習窃盗の依存症、それから、5割が精神の障害という状況の中で、やはり外部の専門家の協力が不可欠でございます。幸い、例えば精神科のお医者さんについては、刑務所の医官が、先般、兼業の制度が少し改正されまして、当会に月1回来ていただけます。これは、給与の支払い等の関係があるので、御本人は、もう完全にボランティアで、時間外に本人が来られるときに月に1回来ていただいて、2、3人の対象者に会っていただいている。これは医療相談という形でやっております。

それから、依存症については、カウンセラーを全部で10人近く動員しているのですが、これも、やはり保護司でカウンセリング能力のある方とか大学の関係者とか、そういう方に来てもらっていて、東京の真ん中ですのでそれが可能ですが、これは地方に行ったらなかなか大変だろうと思うので、今度の地方自治体を要とするいろいろな協力関係を制度化して、そこから応援者を募っていくという制度は是非、特に地方の施設は大変だろうと思うのですね。

それと、うちは自分で調達して、いろいろ働き掛けをやって集めているのですが、どうも東京23区の間接関係を見ると、保護司とか更生保護女性会と区とは、更生保護サポートセンター絡みなどで関わりがあると思うのですけれども、更生保護施設と区というのは余り接点がないような気がするのですね。ですから、もう少し制度化した中で、区と連携をとってやれる制度を23区についても考えていただければと思うわけですね。

都会ですから、何とかなるということではやっていますけれども、この制度にのる以上は、やはり同じように、そういう制度に則って区の窓口と接点を持ってやればということをお願いしたいと思います。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。野口委員、お願いします。

○野口委員 先ほどからネットワークや連携という言葉がいっぱい出てきていますので、私はその中で体験談を一例紹介いたします。連携でもって少女が立ち直ったということで、私はある九州の女子少年院に10年ほど、毎年5月に、退院後の就労の心構えということでお話をさせてもらっているのですけれども、一昨年秋に、警察の少年サポートセンターから、野口さんの話を聞いて、野口さんに相談したいことがあるという子を紹介されました。その子が、「野口さんの所で働かせて欲しい。」と言うので「いいぞ、あんたが時間のあるときでいいよ。」ということで採用したのです。

そのとき、警察の少年サポートセンターの警察官は、「野口社長、ありがとうございます。あの子は、私が中学校のときからずっと面倒を見ていた子ですけれども、実はあの子自

体が発達障害なんですよ。」とおっしゃっていた。そして、関係機関に協力いただいて、ガソリンスタンドの次の就労先として障害者が働いているところのクリーニング屋さんを紹介していただいたと。私はこれが「連携」だと思うのですね。言葉ではうまく言い表しきれませんが、そういう事例がいっぱいあるわけですね。

だから、先ほどからもありましたけれども、親と子供の関係で、子供には親というけれども、実は子供が更生する要素を持っているのに親と一緒にしておいたらいけないから、そういうところへ行った方がいいといういろいろな問題があります。さっき宮田委員もおっしゃっていましたが、実はこの連携のネットワークの中には弁護士さんも入っております。何回も言いますが、縦ではなくて、垣根を越えた連携の中で、その少年あるいはその対象者が、どこでも相談ができるシステムづくりが近々の課題ではないかと思っております。

**○法務省大臣官房審議官** ありがとうございます。それでは、そろそろ予定した時刻になりますので、本日の意見交換はこの辺りで終了させていただきたいと存じます。

本日の議論を踏まえまして、事務局案について、関係省庁で再度検討させていただきたいと思います。

それでは、最後にちょっとお知らせがあります。席上に「ナミヤ雑貨店の奇跡」という映画と再犯防止がタイアップしたポスターの原案を配布させていただいております。前回御説明させていただきました安倍内閣総理大臣に直筆で書いていただいたポスターによる広報にも御協力いただいているところですが、このポスターにつきましても、各府省に送付させていただきますので、広報・啓発に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それから、もう1枚の方です。「法務省×よしもと もっと知ってほしい！法務省」というチラシも併せて配布させていただいております。吉本興業様に再犯防止を含めた法務省の取組、広報・啓発のための動画を作成いただきまして、7月12日からインターネットで公開されております。法務省のホームページに特設ページへのリンクを用意しておりますので、皆様も是非御覧いただければと思います。私も見ましたが、1つ1つは非常にコンパクトなもので、さほどお時間も掛からないと思っておりますので、御覧いただければと思います。

次回の検討会のお知らせです。次回は8月29日火曜日の午前10時からの開催を予定しております。本日の検討会は以上にて終了させていただきたいと思います。

長時間、熱心に御議論いただきましてありがとうございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

—了—